

栃本市有林「200年生の森づくり」基本方針

～利用しながら巨木を育てる森づくり～

H30.3.30 秩父市森づくり課作成

1 設定の趣旨

重要な文化財となっている神社仏閣等の木造建造物等を後世に守り伝えていくためには、定期的な修復が必要であるが、これらを修復するためには200年生以上の大径木が欠かせないものとなっている。しかしながら、修復用材である大径木等が不足しており、文化財を多く有する秩父市においても同様の状況である。

このため、100年生をはじめとするスギ・ヒノキ等の森林が60haとまとまってある栃本市有林を神社仏閣等の修復用材林として設定し、秩父市のシンボルとして、また、秩父や日本の木の文化を支える200年生の森として育成していくこととする。

2 200年生の森づくりの森林の区域及び面積

秩父市には3,000haを超える市有林があるが、中でも栃本市有林は100年生をはじめとする高齢級人工林がまとまって存在しており、埼玉県内では最大規模となっている。

このため、栃本市有林の全域63.07ha（大滝76、78林班全域、77林班62小班）を、神社仏閣等の修復用材等を供給するための200年生の森づくりの区域として設定する。

3 施業方法

（1）生産目標と目標林型

神社仏閣等の修復用としてスギ・ヒノキの大径材生産を目標とし、200年生で胸高直径が60cm以上、200本/ha程度の森林となるよう育成する。

（2）伐採（主伐）

小面積皆伐（1ha未満）、複層伐又は択伐によることとする。

なお、皆伐箇所については、更に大径材を育成するため、すべて伐採するのではなく5～10本/ha程度保残する。

（3）更新

更新樹種は原則、ヒノキとする。

植栽本数は、皆伐の場合、3,500～4,000本/haを標準とする。また、複層伐及び択伐の場合、带状伐採及び群状伐採箇所は前述の本数を標準とし、単木伐採箇所は2,000本/haを標準とする。

(4) 保育及び間伐

ア 保育

保育作業については、原則として、以下のとおり実施することとするが、実施にあたっては画一性を排除し、植栽木の生育状況、立地条件等に応じて作業方法、実施時期及び実施回数等を検討のうえ、以下に留意し効率的かつ効果的に実施する。

(ア) 下刈

下刈は、植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等から判断し、植栽木の成長が阻害されることがないように適期に実施する。なお、下刈の終了時期は、植栽木の樹高が周辺の植生より抜き出て植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(イ) つる切

つる切は、植栽木の生育に支障となるつるの種類や繁茂状況等から判断し必要に応じて実施することとする。

(ウ) 除伐

除伐は、植栽木と他の樹種の樹冠が競合する時期に、植栽木の生育が阻害されることのないよう画一性を排除し必要に応じて実施することとする。また、つる類の状況に応じてつる切も同時に実行する。

(エ) 枝打ち

良質材を育成する観点から、植栽木の平均胸高直径が6cm時に1回目の枝打ちを枝下高2mまで行い、以後、枝下高直径8cm、1回の打上高2mを目安として実施することとし、最終枝下高が8～10mとなるように実施する。

イ 間伐

(ア) 実施方針

間伐の方法は定性間伐で将来木施業を行うこととし、標準伐期齢未満の森林は概ね10年間隔、標準伐期齢以上の森林では15年間隔を目安として、林分の閉鎖状況、林木相互の競合状況、下層植生の状況等を勘案し、最終的な仕立て本数となるよう実施する。

将来木の選木は、ha当たり200本程度を以下の事項を基準として行うこととし、将来木の樹冠拡張を妨害する個体については、影響が大きい個体から間伐することとする。なお、文化財修復用の木材は均一な年輪幅も求められることから、強度の間伐は行わないこととする。

- ①幹は通直であること
- ②大きくねじれてないこと

- ③腐れ、傷がないこと
- ④片枝でないこと
- ⑤二股でないこと
- ⑥最低枝下高（枯枝含む）が6 m程度以上であること
- ⑦その他大きな欠点がないこと

(イ) 間伐の目安

①林齢が100年生のもの(1 ha 当たり)

回数	現状	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
林 齢	100	100	115	130	145	160	180	200
本 数	550	470	400	340	290	250	220	200
間 伐 率		15%	15%	15%	15%	15%	10%	10%
伐採本数		80	70	60	50	40	30	20
本 数	850	680	540	430	340	270	230	200
間 伐 率		20%	20%	20%	20%	20%	15%	15%
伐採本数		170	140	110	90	70	40	30

②林齢が70年生のもの(1 ha 当たり)

回数	現状	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
林 齢	70	85	100	115	130	145	160	180	200
本 数	550	470	400	340	290	250	220	200	200
間 伐 率		15%	15%	15%	10%	10%	10%	10%	10%
伐採本数		80	70	60	30	30	30	30	20

4 森林被害対策

気象害、病虫獣害等への被害対策については、周辺森林所有者や県との連携を密にするとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期防除の観点から巡視等を強化し、特にツキノワグマ、ニホンジカによる獣害に対しては、樹皮ガード、剥皮防止テープまたは防護柵の設置等により被害の未然防止に努め、県と連携のうえ個体数調整等の被害対策に取り組むこととする。

5 檜皮の供給

神社仏閣等の修復用資材としては、木材としてだけでなく、檜皮葺の修復用資材として檜皮を供給していくことし、檜皮の採取が可能な概ね80年生以上のヒノキから8～10

年間隔で採取し、地域内外の神社仏閣等へ供給していくこととする。

6 市民に開かれた森林空間としての200年生の森の活用

神社仏閣などの文化財と森林との関わりを学習し、その重要性を市民に広く周知していくため、200年生の森をフィールドとして、森林教室や林内散策、間伐の選木作業等の体験林業等を行うこととする。

また、開かれた森林空間として200年生の森を活用するため、遊歩道、案内板の施設整備等を必要に応じて整備していくこととする。

7 順応的管理

地域の自然的、社会的条件等から目標林型等の森づくりの方針が定まり、それらに沿った施業体系が定まるが、今回定めた200年生の森づくりの基本方針に沿って間伐等の施業を実践しながら、より実態にあった完成度の高い施業体系モデルを策定していくこととする。

また、これまでに取得した3Dレーザースキャナ計測による森林資源情報の有効活用、現地調査による森林の把握をもとに、計画の改訂時期に検討を重ね充実していくこととし、順応的管理に努めていくこととする。